

兵庫県公報

令和7年3月28日 金曜日 第 603号

発 行 人
兵 庫 県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

告 示

○ 平成22年兵庫県告示第353号（学校法人の行うことのできる収益事業の種類）の一部改正（教育課）	2
○ 家畜の検査の実施（畜産課）	2
○ 同 上（同）	4
○ 家畜の予防注射の実施（同）	5
○ 兵庫県資源管理方針の変更（水産漁港課）	6
○ するめいか及びぶりに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の設定（同）	17
○ くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の設定（同）	17
○ 神戸国際港都建設道路事業の変更認可（道路街路課）	18
○ 阪神間都市計画道路事業の変更認可（同）	18
○ 同 上（同）	19
○ 同 上（同）	19
○ 東播都市計画道路事業の認可（同）	19
○ 中播都市計画道路事業の認可（同）	20
○ 県道の路線変更（道路保全課）	20
○ 同 上（同）	21
○ 道路の区域の決定及び供用開始（同）	21
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	21
○ 同 上（同）	21
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	22
○ 同 上（同）	22
○ 阪神間都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）	23
○ 西播都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（同）	23
○ 阪神間都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（同）	24
○ 同 上（同）	24
○ 香住都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（同）	24
○ 浜坂都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（同）	25
○ 土地区画整理組合の解散認可（都市計画課）	25
○ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく指定登録機関の登録事務廃止の許可（住宅政策課）	25
○ 昭和48年兵庫県告示第1805号（建築基準法の規定による区域指定）の一部改正（建築指導課）	26
○ 平成21年兵庫県告示第1273号（建築士名簿等閲覧規程）の一部改正（同）	26
○ 重要調整池に係る検査の結果（阪神北県民局）	26

公 告

○ 軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告（税務課）	27
○ 落札者等の公示（川西こども家庭センター）	27
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（砂防課）	27
○ 土砂災害特別警戒区域の改正の案の閲覧（同）	28
○ 都市計画法施行規則第12条に基づく都市計画の図書の縦覧（都市計画課）	29

病院局管理規程

○ 兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程	29
○ 粒子線治療資金貸付規程の一部を改正する規程	29
○ 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する手続等を定める管理規程の一部を改正する管理規程	30

病院局公告

○ 落札者等の公示	30
-----------	----

選挙管理委員会告示

○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	31
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数	31
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	32

内水面漁場管理委員会公告

○ 令和7年度増殖基準数量	37
---------------	----

教育委員会公告

○ 政府調達に関する協定に係る一般競争入札の実施	38
○ 落札者等の公示	40

公安委員会規則

○ 警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則の一部を改正する規則	41
--	----

公布された法令のあらまし**◎警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第7号）**

令和7年度政府予算案において、被留置者食糧費が1日1人当たり1,256円とされることに伴い、警察本部又は警察署において身体を拘束されている者の食料の支給額を次の表のとおり改めることとした。

区分	改 正 前	改 正 後
朝 食	412円	418円
昼 食	412円	419円
夕 食	412円	419円
合 計	1,236円	1,256円

告 示**兵庫県告示第269号**

平成22年兵庫県告示第353号（学校法人の行うことのできる収益事業の種類）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から適用する。

令和7年3月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

本文中「第26条第2項」を「第19条第2項」に改める。

1 本文中「第26条第1項」を「第19条第1項」に改める。

2 本文中「（平成25年総務省告示第405号）」を「（令和5年総務省告示第256号）」に改める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。ただし、2の改正規定は、公布の日から施行する。

~~~~~

**兵庫県告示第270号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、監視伝染病の発生予防のため、家畜及びその死体の所有者に対し、次のとおり検査を受けることを命ずる。

令和7年3月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

**1 搾乳の用に供する牛のヨーネ病検査****(1) 実施の目的**

牛のヨーネ病感染牛の摘発と清浄性を評価するため

**(2) 実施する区域**

県内全域

## (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

「兵庫県牛のヨーネ病防疫対策実施要領」第8による。ただし、次に掲げる牛を除く。

ア 家畜防疫員が検査を不適当と認めた牛

イ 共進会の出品候補牛のうち、「兵庫県乳用牛共進会衛生対策指針」が定める期間内に検査を受けている旨の証明書を有する牛

## (4) 実施の期日

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

## (5) 検査の方法

ア 予備的抗体検出法

イ リアルタイムPCR法

ウ ヨーニン検査

エ 痘学的検査

オ 臨床検査

カ 細菌検査

## 2 搾乳の用以外の用に供する牛のヨーネ病検査

## (1) 実施の目的

牛のヨーネ病感染牛の摘発と清浄性を評価するため

## (2) 実施する区域

県内全域

## (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛

イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛の母牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

ウ その他家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

## (4) 実施の期日

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

## (5) 検査の方法

ア 予備的抗体検出法

イ リアルタイムPCR法

ウ ヨーニン検査

エ 痘学的検査

オ 臨床検査

カ 細菌検査

## 3 牛の伝達性海綿状脳症検査

## (1) 実施の目的

牛の伝達性海綿状脳症の清浄性を確認するため

## (2) 実施する区域

県内全域

## (3) 実施の対象となる牛の死体の種類及び範囲

「牛海綿状脳症（BSE）に関する特定家畜伝染病防疫指針」第3の1(1)による。ただし、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第2項ただし書に該当する場合及び家畜防疫員が検査を不適当と認めたものを除く。

## (4) 実施の期日

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

## (5) 検査の方法

ア エライザ法

イ ウエスタンプロット法

ウ 痘学的検査

4 県外に移動する蜜蜂の<sup>そ</sup>腐蛆病検査

## (1) 実施の目的

蜜蜂の腐蛆病の発生を予防するため

- (2) 実施する区域  
県内全域
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
県域を越えて移動する蜜蜂
- (4) 実施の期日  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (5) 検査の方法
  - ア 肉眼的検査
  - イ 脱脂乳による検査
  - ウ 細菌検査

~~~~~

兵庫県告示第271号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、監視伝染病の発生予察のため、家畜の所有者に対し、次の検査を受けることを命ずる。

令和7年3月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 牛のブルセラ症検査

- (1) 実施の目的
牛のブルセラ症の清浄性を維持するため
- (2) 実施する区域
県内全域
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - ア 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛
 - イ 種付けの用又は搾乳の用に供する目的で飼養している輸入後1年以上経過した牛（前年度までに検査が実施された牛を除く。）
 - ウ その他家畜防疫員が検査を必要と認めた牛
- (4) 実施の期日
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (5) 検査の方法

- ア エライザ法
- イ 疫学的検査
- ウ 臨床検査
- エ 細菌検査
- オ 病理学的検査
- カ PCR法

2 牛の結核検査

- (1) 実施の目的
牛の結核の清浄性を維持するため
- (2) 実施する区域
県内全域
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - ア 種付けの用又は搾乳の用に供する目的で飼養している輸入後1年以上経過した牛（前年度までに検査が実施された牛を除く。）
 - イ その他家畜防疫員が検査を必要と認めた牛
- (4) 実施の期日
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (5) 検査の方法
 - ア ツベルクリン検査

イ 痘学的検査

ウ 臨床検査

3 家きんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ検査

(1) 実施の目的

家きんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生を予察するため

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 原則として100羽以上(だちょうの場合は10羽以上)飼養している家きんのうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた家きん

イ その他家畜防疫員が検査を必要と認めた家きん

(4) 実施の期日

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(5) 検査の方法

ア エライザ法

イ 寒天ゲル内沈降反応検査

ウ その他必要な検査

4 豚等の豚熱検査

(1) 実施の目的

豚及びいのししの豚熱予防的ワクチンによる免疫付与状況を確認するため

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

飼養している豚及びいのししのうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた豚及びいのしし

(4) 実施の期日

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(5) 検査の方法

ア エライザ法

イ その他必要な検査

5 牛のアカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症検査

(1) 実施の目的

次の家畜の監視伝染病の流行を予察するため

ア アカバネ病

イ チュウザン病

ウ アイノウイルス感染症

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

未越夏牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛(おおむね60頭)

(4) 実施の期日

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(5) 検査の方法

マイクロプレート法による中和試験

~~~~~

**兵庫県告示第272号**

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第6条第1項の規定により、家畜の監視伝染病の発生予防のため、家畜の所有者に対し、次のとおり予防注射を受けることを命ずる。

令和7年3月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

## 1 牛の炭疽

## (1) 実施の目的

牛の炭疽の発生を予防するため

## (2) 実施する区域

県内全域

## (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛のうち、家畜防疫員が注射を必要と認めた牛

## (4) 実施の期日

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

## (5) 注射の方法

炭疽予防液の皮下注射

## 2 豚等の豚熱

## (1) 実施の目的

豚熱の発生を予防するため

## (2) 実施する区域

県内全域

## (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚及びいのしし（高度な隔離下又は監視下にある豚及びいのししとして知事が認めるものを除く。）

## (4) 実施の期日

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

## (5) 注射の方法

豚熱予防液の皮下又は筋肉内注射

~~~~~

兵庫県告示第273号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定に基づき、兵庫県資源管理方針（令和2年兵庫県告示第1229号）を次のように変更したので、同条第10項において準用する同条第6項の規定により公表する。

令和7年3月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

兵庫県資源管理方針

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県は瀬戸内海と日本海に面し、それぞれの海域特性に応じた多様な漁船漁業及び養殖業が営まれている。平成31年の生産量は121,327トン（瀬戸内海109,889トン、日本海11,437トン）、生産額は523億円（瀬戸内海423億円、日本海100億円）で、生産量が全国順位の上位を占める水産物も多く、京阪神等へ水産物を供給する重要な基地となっているほか、貴重な地域資源として各地域の観光業や水産加工業の活性化にも寄与している。

このように水産業は、地域経済の発展にも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、国に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行う。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

1 定義

(1) 特定水産資源

漁獲可能量による管理を行う水産資源

(2) 知事管理区分

特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、県が設定する管理区分

2 知事管理区分に定める事項

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定める。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができる。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努める。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行する。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行う。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行う。法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定する。

3 漁業者自身による自主的な取組

県は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の県への報告が行われるよう指導を行う。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

- (1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。
- (2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務づけられている。これらの報告により収集した情報を国へ報告し、国及び県が相互に漁獲量等の情報を共有することにより適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していく。
- (3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速にかつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編

集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

2 種苗放流等の取組及び資源管理の進め方

水産資源の維持増大にむけて、種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組を推進する。

今後も資源管理と種苗放流等の相互の取組の連携を図ることとし、新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していく。

第7 兵庫県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行う。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源に関する具体的な資源管理の方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-10ぶり」に、特定水産資源以外の水産資源のうち、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行なわれていない水産資源の管理の方向性については「別紙3-1 まだい瀬戸内海東部系群」から「別紙3-9べにずわいがに日本海系群」までに、それぞれ定めるものとする。

（別紙1-1）

第1 特定水産資源

まあじ

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

兵庫県まあじ漁業

1 知事管理区分を構成する事項

(1) 水域

(2) の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

(2) 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する漁業（以下「まあじを採捕する漁業」という。）

(3) 漁獲可能期間

周年

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を兵庫県まあじ漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

まあじの資源管理においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における漁獲努力量の上限は、次の表に掲げる同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
まあじを採捕する漁業	5,167隻

（別紙1-2）

第1 特定水産資源

まいわし対馬暖流系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

兵庫県まいわし漁業

1 知事管理区分を構成する事項

(1) 水域

(2) の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

(2) 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわしを採捕する漁業（以下「まいわしを採捕する漁業」という。）

(3) 漁獲可能期間

周年

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を兵庫県まいわし漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

まいわしの資源管理においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における漁獲努力量の上限は、次の表に掲げる同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
まいわしを採捕する漁業	5,167隻

（別紙1-3）

第1 特定水産資源

するめいか

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

兵庫県するめいか漁業

1 知事管理区分を構成する事項

(1) 水域

(2)の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域

(2) 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する漁業（以下「するめいかを採捕する漁業」という。）

(3) 漁獲可能期間

周年

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を兵庫県するめいか漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

するめいかの資源管理においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における漁獲努力量の上限は、次の表に掲げる同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
するめいかを採捕する漁業	5,167隻

（別紙1-4）

第1 特定水産資源

くろまぐろ（小型魚）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 兵庫県日本海くろまぐろ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下この別紙において同じ。）

イ 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が採捕する日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に基づく沿岸くろまぐろ漁業及び定置漁業（漁業法第60条第3項に規定する定置漁業）

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等報告に係る報告の期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日まで

イ 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで
陸揚げした日から3日以内。

ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。

2 兵庫県その他くろまぐろ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域

イ 対象とする漁業

兵庫県の住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろを採捕する漁業。ただし、第2の1に区分される漁業を除く。

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等報告に係る報告の期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日まで

イ 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで
陸揚げした日から3日以内。ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、第2の1の漁業に14.7トン、第2の2の漁業に0.1トンを配分し、残りの数量の2割を本県の留保枠とし、残りの数量の8割は、第2の1及び第2の2の漁業に均等配分（小数第2位を四捨五入）する。

また、本県の漁獲可能量に対して追加の配分があった場合については、2割を本県の留保枠とし、残りの8割を第2の1及び第2の2の漁業に均等配分（小数第2位を四捨五入）する。

本県の留保枠については、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、消化するものとする。ただし、知事が必要と認める場合には、海区漁業調整委員会の了承を得た別の基準による配分を行うことも可能とする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

（別紙1-5）

第1 特定水産資源

くろまぐろ（大型魚）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 兵庫県くろまぐろ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下この別紙において同じ。）

イ 対象とする漁業

漁業の許可及び取締り等に関する省令第77条第1項第1号の漁業及び太平洋広域漁業調整委員会指示に基づく沿岸くろまぐろ漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等報告に係る報告の期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日まで

イ 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内。ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。

2 兵庫県その他沿岸漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域

イ 対象とする漁業

兵庫県の住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろを採捕する漁業。ただし、第2の1に区分される漁業を除く。

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等報告に係る報告の期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日まで

イ 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内。ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、3割を本県の留保枠とし、残りの7割を知事管理区分毎に以下の比率を乗じた数量（小数第2位を四捨五入）を配分することとする。

なお、本県の漁獲可能量に対して追加の配分があった場合についても同様に配分を行う。

本県の留保枠については、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、消化するものとする。

ただし、知事が必要と認める場合には、海区漁業調整委員会の了承を得た別の基準による配分を行うことも可能とする。

管理区分	比率
兵庫県くろまぐろ漁業	8.4
兵庫県その他沿岸漁業	5.3

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-6)

第1 特定水産資源

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

兵庫県まさば及びごまさば漁業

1 知事管理区分を構成する事項

(1) 水域

(2)の対象とする漁業が、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の採捕を行う水域

(2) 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群を採捕する漁業（以下「まさば及びごまさばを採捕する漁業」という。）

(3) 漁獲可能期間

周年

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を兵庫県まさば及びごまさば漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の資源管理においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における漁獲努力量の上限は、次の表に掲げる同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
まさば及びごまさばを採捕する漁業	5,167隻

(別紙1-7)

第1 特定水産資源

かたくちいわし対馬暖流系群（体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第2から第3において同じ。）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

兵庫県日本海かたくちいわし漁業

1 知事管理区分を構成する事項

(1) 水域

(2)の対象とする漁業が、かたくちいわしの採捕を行う日本海の水域

(2) 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわし対馬暖流系群を採捕する漁業

(3) 漁獲可能期間

周年

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を兵庫県日本海かたちいわし漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第5 その他資源管理に関する事項

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2(5)に定めるステップアップ管理を行う。

（別紙1-8）

第1 特定水産資源

うるめいわし対馬暖流系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

兵庫県日本海うるめいわし漁業

1 知事管理区分を構成する事項

(1) 水域

(2)の対象とする漁業が、うるめいわしの採捕を行う日本海の水域

(2) 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がうるめいわし対馬暖流系群を採捕する漁業

(3) 漁獲可能期間

周年

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を兵庫県日本海うるめいわし漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第5 その他資源管理に関する事項

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2(5)に定めるステップアップ管理を行う。

（別紙1-9）

第1 特定水産資源

かたちいわし瀬戸内海系群（体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第2から第3において同じ。）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

兵庫県瀬戸内海かたちいわし漁業

1 知事管理区分を構成する事項

(1) 水域

(2)の対象とする漁業が、かたちいわしの採捕を行う瀬戸内海の水域

(2) 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたちいわし瀬戸内海系群を採捕する漁業

(3) 漁獲可能期間

周年

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を兵庫県瀬戸内海かたくちいわし漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第5 その他資源管理に関する事項

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2(5)に定めるステップアップ管理を行う。

（別紙1-10）

第1 特定水産資源

ぶり

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

兵庫県ぶり漁業

1 知事管理区分を構成する事項

(1) 水域

(2) の対象とする漁業が、ぶりの採捕を行う水域

(2) 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がぶりを採捕する漁業

(3) 漁獲可能期間

周年

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を兵庫県ぶり漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第5 その他資源管理に関する事項

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2(5)に定めるステップアップ管理を行う。

（別紙3-1）

第1 水産資源

まだい瀬戸内海東部系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。

なお、国の資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要な事項

特になし

（別紙3-2）

第1 水産資源

いかなご瀬戸内海東部系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源量指標値を、提案された目標管理基準値案に回復させる。

なお、国の資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理

の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要な事項

特になし

(別紙3-3)

第1 水産資源

しらす (瀬戸内海兵庫県周辺海域 (かたくちいわし瀬戸内海系群のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。))

第2 資源管理の方向性

本県瀬戸内海の瀬戸内海機船船びき網漁業及び機船船びき網漁業において、直近5年間(2016~2020年)のC P U E 水準付近 (226.22~266.14キログラム／隻日)を維持する。

なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して資源評価の精度が向上するように努めることとする。

2 しらす瀬戸内海兵庫県周辺海域を漁獲対象とする漁業について、当該資源を漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないよう努める。

第4 その他資源管理に関する重要な事項

特になし

(別紙3-4)

第1 水産資源

さわら瀬戸内海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。

なお、国の資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要な事項

特になし

(別紙3-5)

第1 水産資源

たちうお (瀬戸内海兵庫県周辺海域)

第2 資源管理の方向性

本県瀬戸内海の釣り漁業及びひき縄漁業において、直近5年間(2016~2020年)のC P U E 水準付近 (2.03~2.39キログラム／隻日)を維持する。

なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要な事項

特になし

(別紙3-6)

第1 水産資源

まだこ (瀬戸内海兵庫県周辺海域)

第2 資源管理の方向性

本県瀬戸内海の次表左欄の漁業において、次表右欄の直近5年間（2016～2020年）のCPUE水準付近を維持する。

漁業種類	直近5年間（2016～2020年）のCPUE水準
小型機船底びき網漁業	6.69～7.88kg/隻日
たこつぼ漁業	10.51～12.36kg/隻日
せん漁業	4.43～5.21kg/隻日

なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可数量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要な事項

特になし

(別紙3-7)

第1 水産資源

はも (瀬戸内海兵庫県周辺海域)

第2 資源管理の方向性

本県瀬戸内海の次表左欄の漁業において、次表右欄の直近5年間（2016～2020年）のCPUE水準付近を維持する。

漁業種類	直近5年間（2016～2020年）のCPUE水準
小型機船底びき網漁業	8.27～9.73kg/隻日
はえ縄漁業	39.88～46.92kg/隻日

なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可数量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要な事項

特になし

(別紙3-8)

第1 水産資源

ひらめ瀬戸内海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。

なお、国の資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要な事項

特になし

(別紙3-9)

第1 水産資源

べにずわいがに日本海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における知事許可水域の資源量指標値を、提案された目標管理基準値案付近に維持する。

なお、国の資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要な事項

特になし

~~~~~

## 兵庫県告示第274号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第1項に基づき、するめいか及びぶりに関する令和7管理年度における数量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和7年3月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

| 特定水産資源 | 管理区分       | 知事管理漁獲可能量     |
|--------|------------|---------------|
| するめいか  | 兵庫県するめいか漁業 | 現行水準          |
| ぶり     | 兵庫県ぶり漁業    | 101,000 トンの内数 |

~~~~~

兵庫県告示第275号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第1項に基づき、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度における数量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和7年3月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

第1 くろまぐろ（小型魚）

1 都道府県別漁獲可能量

22.5トン

2 知事管理漁獲可能量

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

管理区分	知事管理漁獲可能量
兵庫県日本海くろまぐろ漁業	17.8トン
兵庫県その他くろまぐろ漁業	3.2トン

第2 くろまぐろ（大型魚）

1 都道府県別漁獲可能量

22.5トン

2 知事管理漁獲可能量

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

管理区分	知事管理漁獲可能量
兵庫県くろまぐろ漁業	9.7トン
兵庫県その他沿岸漁業	6.1トン

~~~~~

**兵庫県告示第276号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和7年3月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 施行者の名称

神戸市

2 都市計画事業の種類及び名称

神戸国際港都建設道路事業

3.5.86号 塩屋多井畠線

3 事業施行期間

平成30年10年19日から令和14年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

~~~~~

兵庫県告示第277号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和7年3月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 施行者の名称

西宮市

2 都市計画事業の種類及び名称

阪神間都市計画道路事業

3. 3. 156号 山手幹線
- 3 事業施行期間
平成25年8月13日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
変更なし
(2) 使用の部分
なし

~~~~~

#### 兵庫県告示第278号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和7年3月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 施行者の名称  
宝塚市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
阪神間都市計画道路事業  
3. 5. 862号 競馬場高丸線
- 3 事業施行期間  
平成29年4月21日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地  
(1) 収用の部分  
変更なし  
(2) 使用の部分  
なし

~~~~~

兵庫県告示第279号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和7年3月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 施行者の名称
川西市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画道路事業
3. 5. 920号 見野線
- 3 事業施行期間
平成31年3月12日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
変更なし
(2) 使用の部分
なし

~~~~~

#### 兵庫県告示第280号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する第62条第1項の規定により、東播都市計画道路事業の事業計画の認可の告示（令和6年近畿地方整備局告示第19号）があつたので、同法第66条

の規定により、次のとおり公告する。

令和7年3月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 都市計画事業の種類及び名称

東播都市計画道路事業

3. 4. 40号西脇上戸田線及び3. 4. 43号和布郷瀬線

2 施行者の名称

兵庫県

3 事務所の所在地

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし



### 兵庫県告示第281号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する第62条第1項の規定により、中播都市計画道路事業の事業計画の認可の告示（令和6年近畿地方整備局告示第28号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年3月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 都市計画事業の種類及び名称

中播都市計画道路事業

3. 3. 202号龍野中央幹線及び3. 5. 602号広山大道線

2 施行者の名称

兵庫県

3 事務所の所在地

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし



### 兵庫県告示第282号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、次の県道の路線を変更する。

令和7年3月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

| 旧新別 | 路 線 名 | 起 点        | 終 点       | 重要な経過地 |
|-----|-------|------------|-----------|--------|
| 旧   | 八幡別府線 | 加古川市八幡町中西条 | 加古川市別府町別府 |        |
| 新   | 上荘別府線 | 加古川市上荘町都染  | 加古川市別府町別府 |        |



## 兵庫県告示第283号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、次の県道の路線を変更する。

令和7年3月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

| 旧新別 | 路 線 名  | 起 点   | 終 点       | 重要な経過地 |
|-----|--------|-------|-----------|--------|
| 旧   | 厄神停車場線 | 厄神停車場 | 加古川市上荘町国包 |        |
| 新   | 厄神停車場線 | 厄神停車場 | 加古川市八幡町宗佐 |        |

~~~~~

兵庫県告示第284号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように決定し、令和7年4月1日から供用を開始する。

その関係図面は、令和7年3月28日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

道 路 の 種 類 路 線 名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 厄 神 停 車 場 線	加古川市上荘町国包字辻ノ外785番3から 同 市八幡町宗佐字上畑678番1まで	新	4.0から 22.0まで	1,439.0	

~~~~~

## 兵庫県告示第285号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和7年4月1日から供用を開始する。

その関係図面は、令和7年3月28日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

| 道 路 の 種 類<br>路 線 名 | 道 路 の 区 域                                                |    |                  |               |    |
|--------------------|----------------------------------------------------------|----|------------------|---------------|----|
|                    | 区 間                                                      | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延 長<br>(メートル) | 備考 |
| 国道<br>2 号          | 加古川市加古川町寺家町字東長はゑ32番8<br>から<br>同 市加古川町寺家町字西長はゑ19番21<br>まで | 旧  | 11.0から<br>12.0まで | 58.0          |    |
|                    |                                                          | 新  | 20.0から<br>34.0まで | 58.0          |    |

~~~~~

兵庫県告示第286号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和7年4月1日から供用を開始する。

その関係図面は、令和7年3月28日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 上 莊 別 府 線	加古川市八幡町中西条字岩ノ上925番9から 同 市八幡町中西条字水門尻928番1まで	旧	6.0から 8.0まで	52.0	
	加古川市上荘町都染字東川上706番4から 同 市八幡町中西条字水門尻928番1まで	新	7.0から 72.0まで	1,275.0	

~~~~~

#### 兵庫県告示第287号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和7年3月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

指定区域

| 区域名 | 市郡名   | 区町名 | 町大字名  | 小字名      | 地番                                                    |
|-----|-------|-----|-------|----------|-------------------------------------------------------|
| 鶴 岡 | 豊 岡 市 |     | 日高町鶴岡 | 堤<br>小坂口 | 9番1の一部<br>946番の一部、947番、951番から953番まで、<br>946番地先の道路敷の一部 |

~~~~~

兵庫県告示第288号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、淡路県民局洲本土木事務所及び南あわじ市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和7年3月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
小木場	南あわじ市		阿那賀	大木場 小磯 頭下シ	1400番2、1401番、1404番、1400番1地先の道路敷の一部、1398番2から1400番1に至る地先のキシの一部 1402番1、1402番2、1403番の一部、1603番10の一部 1624番1の一部、1624番3の一部、1625番の一部、1625番地先のキシの一部



兵庫県告示第289号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和7年3月28日

兵庫県知事 齋藤 元彦

1 施行者の名称

伊丹市

2 都市計画事業の種類及び名称

阪神間都市計画下水道事業 伊丹市公共下水道

3 事業施行期間

変更前 昭和40年8月6日から平成37年3月31日まで

変更後 昭和40年8月6日から令和11年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし



兵庫県告示第290号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和7年3月28日

兵庫県知事 齋藤 元彦

1 施行者の名称

赤穂市

2 都市計画事業の種類及び名称

西播都市計画下水道事業 赤穂市公共下水道

3 事業施行期間

変更前 昭和49年12月17日から平成37年3月31日まで

変更後 昭和49年12月17日から令和14年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

**兵庫県告示第291号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和7年3月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 施行者の名称

宝塚市

2 都市計画事業の種類及び名称

阪神間都市計画下水道事業 宝塚市公共下水道

3 事業施行期間

変更前 昭和46年11月5日から平成37年3月31日まで

変更後 昭和46年11月5日から令和11年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

**兵庫県告示第292号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和7年3月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 施行者の名称

猪名川町

2 都市計画事業の種類及び名称

阪神間都市計画下水道事業 猪名川町公共下水道

3 事業施行期間

変更前 平成19年3月30日から平成37年3月31日まで

変更後 平成19年3月30日から令和11年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

**兵庫県告示第293号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和7年3月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 施行者の名称

香美町

2 都市計画事業の種類及び名称

香住都市計画下水道事業 香住町公共下水道

3 事業施行期間

変更前 平成3年1月29日から平成37年3月31日まで

変更後 平成3年1月29日から令和13年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

~~~~~

**兵庫県告示第294号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和7年3月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 施行者の名称

新温泉町

2 都市計画事業の種類及び名称

浜坂都市計画下水道事業 浜坂町公共下水道

3 事業施行期間

変更前 平成3年1月29日から平成37年3月31日まで

変更後 平成3年1月29日から令和13年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

~~~~~

兵庫県告示第295号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、香美町山手土地区画整理組合の解散を次のとおり認可した。

令和7年3月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 組合の名称及び事務所の所在地並びに設立認可の年月日

組 合 の 名 称 香美町山手土地区画整理組合

事務所の所在地 美方郡香美町香住区香住870番地の1（美方郡香美町役場内）

設立認可の年月日 平成10年2月6日

2 解散認可の年月日

令和7年3月28日

~~~~~

**兵庫県告示第296号**

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第34条第1項の規定により、次のとおり指定登録機関の登録事務廃止の許可をした。

令和7年3月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 許可年月日

令和7年3月11日

2 指定登録機関の名称及び住所

公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター

神戸市中央区小野柄通七丁目1番1号 日本生命三宮駅前ビル7階

3 指定登録機関の指定年月日

平成29年10月25日

4 廃止の許可をした登録事務の範囲

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録及び登録簿の閲覧の実施に関する事務の全部

5 廃止年月日

令和7年3月31日

~~~~~

兵庫県告示第297号

昭和48年兵庫県告示第1805号（建築基準法の規定による区域指定）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

本文中「第6条第1項第4号」を「第6条第1項第3号」に改める。

~~~~~

**兵庫県告示第298号**

平成21年兵庫県告示第1273号（建築士名簿等閲覧規程）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

第1条中「この規程」を「この建築士名簿等閲覧規程（以下「閲覧規程」という。）」に改める。

第2条中「二級建築士及び木造建築士の住所地並びに建築士事務所の所在地を所管する県民局」を「兵庫県まちづくり部建築指導課」に改める。

第4条の次に次の1条を加える。

（閲覧方法）

第5条 建築士名簿等の閲覧方法は、以下のとおりとする。

(1) 閲覧所に備える建築士名簿等について、書面又は出力装置の映像面に表示させる方法

(2) 建築士名簿・建築士事務所登録簿閲覧システム（電子計算組織を利用して建築士名簿等の閲覧を行うシステムをいう。）による方法

第5条を第6条とし、同条中「外に持ち出すことができない。」を「外に持ち出してはならず、複写機による転写又はカメラによる撮影をしてはならない。」に改める。

第6条を第7条とし、同条中「禁止することがある。」を「禁止することができる。」に改め、同条(1)中「この」を「閲覧」に改める。同条(2)中「建築士名簿等」の右に「及びこれに関する書面」を加える。

第7条の次に次の3条を加える。

（適用範囲）

第8条 閲覧規程第2条、第3条、第4条、第6条及び第7条の規定は、閲覧所における一般の閲覧に供する場合に限り適用する。

（指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における規程の不適用）

第9条 知事は、指定登録機関を指定したときは、建築士名簿の閲覧に供する事務を行わないものとする。

（指定事務所登録機関が建築士事務所登録事務を行う場合における規程の不適用）

第10条 知事は、指定事務所登録機関を指定したときは、登録簿等（法第23条の9第2号を除く。）の閲覧に供する事務を行わないものとする。

~~~~~

兵庫県告示第299号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

令和7年3月28日

兵庫県阪神北県民局長 宮 口 美 範

1 重要調整池の所在地

伊丹市稻野町二丁目2番2

2 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
三井不動産レジデンシャル 株式会社	東京都中央区日本橋室町三丁目2番1号	代表取締役 嘉村 徹
近鉄不動産株式会社	大阪市天王寺区上本町六丁目5番13号	代表取締役 倉橋 孝壽
J R 西日本不動産開発株式 会社	大阪市北区中之島二丁目2番7号	代表取締役 藤原 嘉人
総合地所株式会社	東京都港区芝二丁目31番19号	代表取締役 梅津 英司

公 告

軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告

次に掲げる免税軽油使用者証は、紛失の日から無効とする。

令和7年3月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

免税軽油使用者証

業種	記号・番号	有効期限	使用者の住所	交付県民局、 県民センター	紛失年月
農業	B305000	令和7年4月5日	三木市	北播磨県民局長	令和6年8月

~~~~~

## 落札者等の公示

一般競争入札の落札者等について、次のとおり公示する。

令和7年3月28日

契約担当者

兵庫県川西こども家庭センター所長 山 元 浩 司

## 1 落札に係る物品等の名称及び数量

川西こども家庭センター一時保護所複写サービスに関する契約

## 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県川西こども家庭センター 川西市火打1丁目12番16号キセラ川西プラザ3階

## 3 落札者を決定した日

令和7年3月10日

## 4 落札者の名称及び住所

富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社 神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号

## 5 落札金額

1. 12円 (1複写あたり・税別)

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 入札公告をした日

令和7年2月25日

~~~~~

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成23年兵庫県告示第1262号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和7年3月28日

兵庫県知事 斎 藤 元 彦

1 改正しようとする区域の案

平野(3) II (118000097) の項中別図97を次の図面のとおり改める。

(次の図面は省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和7年3月31日（月）から同年4月14日（月）まで

3 改正の案の閲覧場所

阪神北県民局宝塚土木事務所及び川西市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

阪神北県民局宝塚土木事務所河川砂防課

〒665-8567 宝塚市旭町2-4-15

(3) 提出期限

令和7年4月14日（月）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和7年4月30日（水）までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

**土砂災害特別警戒区域の改正の案の閲覧**

平成31年兵庫県告示第360号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和7年3月28日

兵庫県知事 斎 藤 元 彦

1 改正しようとする区域の案

平野(3) II (118000097) の項中別図22を次の図面のとおり改める。

(次の図面は省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和7年3月31日（月）から同年4月14日（月）まで

3 改正の案の閲覧場所

阪神北県民局宝塚土木事務所及び川西市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

阪神北県民局宝塚土木事務所河川砂防課

〒665-8567 宝塚市旭町2-4-15

(3) 提出期限

令和7年4月14日（月）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和7年4月30日（水）までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

都市計画法施行規則第12条に基づく都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和7年3月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
猪名川町	阪神間都市計画地区計画	広根沿道地区地区計画
同 町	阪神間都市計画地区計画	つつじが丘住宅地地区計画
明石市	東播都市計画ごみ焼却場及びごみ処理場	大久保ごみ焼却場及びごみ処理場
福崎町	中播都市計画下水道	福崎町公共下水道
相生市	西播都市計画公園	3.3.101号龍山公園
同 町	西播都市計画下水道	相生市公共下水道

病院局管理規程

兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和7年3月28日

兵庫県病院事業管理者 杉 村 和 朗

兵庫県病院局管理規程第1号

兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程

兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第8項中「2,883,000円（消費税が課される場合においては、3,171,300円）」を「3,172,000円（消費税が課される場合においては、3,489,200円）」に改め、「1,442,000円（消費税が課される場合においては、1,586,200円）」を「1,586,000円（消費税が課される場合においては、1,744,600円）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この管理規程は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この管理規程の施行の日前に改正前の兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程第3条第8項中に掲げる粒子線治療料を徴収した者に係る一連の粒子線照射に係る料金については、改正後の第3条第8項中の粒子線治療料の料金の規定にかかわらず、なお従前の例による。

~~~~~

粒子線治療資金貸付規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月28日

兵庫県病院事業管理者 杉 村 和 朗

#### 兵庫県病院局管理規程第2号

##### 粒子線治療資金貸付規程の一部を改正する規程

粒子線治療資金貸付規程（平成15年兵庫県病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「288万3千円」を「317万2千円」に改める。

##### 附 則

（施行期日）

- 1 この管理規程は、令和7年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この管理規程の施行の日前に改正前の粒子線治療資金貸付規程第4条第1項中に掲げる粒子線治療資金の貸付を受ける者に係る粒子線治療資金の貸付限度額の料金は、改正後の第4条第1項中の粒子線治療資金の貸付限度額の規定にかかわらず、なお従前の例による。

~~~~~

保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する手続等を定める管理規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和7年3月28日

兵庫県病院事業管理者 杉 村 和 朗

兵庫県病院局管理規程第3号

保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する手続等を定める管理規程の一部を改正する管理規程

保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する手続等を定める管理規程（令和5年兵庫県病院局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表（第13条関係）中

「

2 電磁的記録	(3) (1)および(2)以外の 電磁的記録	ウ 光ディスクに複製したも の	1枚につき60円
---------	---------------------------	--------------------	----------

」

を

「

2 電磁的記録	(3) (1)および(2)以外の 電磁的記録	ウ 光ディスクに複製したも の（診療に係る画像・検査 情報を除く。）	1枚につき60円
---------	---------------------------	--	----------

」

に改める。

附 則

この管理規程は、令和7年4月1日から施行する。

病院局公告

落札者等の公示

WT.Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和7年3月28日

兵庫県病院事業 契約担当者
県立西宮病院長 野 口 真三郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
県立西宮病院施設の清掃業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する県立病院の名称及び所在地
県立西宮病院 西宮市六湛寺町13—9
- 3 落札者を決定した日
令和7年1月31日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社誠和管財 兵庫県尼崎市東難波町4丁目11—33
- 5 落札金額
68,640,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札
7 入札公告をした日
令和6年12月17日

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和7年3月28日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 永 田 秀 一

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 89,846

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 661,535

~~~~~

## 兵庫県選挙管理委員会告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。）は、次のとおりである。

令和7年3月28日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 永 田 秀 一

| (選挙区名)    | 〔選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数〕 |
|-----------|------------------------------|
| 神戸市東灘区    | 57,218                       |
| 神戸市灘区     | 35,970                       |
| 神戸市中央区    | 37,041                       |
| 神戸市兵庫区    | 30,183                       |
| 神戸市北区     | 58,634                       |
| 神戸市長田区    | 25,495                       |
| 神戸市須磨区    | 43,411                       |
| 神戸市垂水区    | 58,587                       |
| 神戸市西区     | 64,963                       |
| 姫路市       | 138,545                      |
| 尼崎市       | 127,889                      |
| 明石市       | 84,052                       |
| 西宮市       | 132,791                      |
| 洲本市       | 11,772                       |
| 芦屋市       | 26,307                       |
| 伊丹市       | 55,078                       |
| 相生市       | 7,633                        |
| 豊岡市及び美方郡  | 29,353                       |
| 加古川市      | 72,018                       |
| たつの市及び揖保郡 | 29,487                       |

|              |        |
|--------------|--------|
| 赤穂市、赤穂郡及び佐用郡 | 20,927 |
| 西脇市及び多可郡     | 15,978 |
| 宝 塚 市        | 63,602 |
| 三 木 市        | 20,490 |
| 高 砂 市        | 24,186 |
| 川西市及び川辺郡     | 51,385 |
| 小 野 市        | 12,797 |
| 三 田 市        | 29,830 |
| 加 西 市        | 11,595 |
| 丹 波 篠 山 市    | 10,924 |
| 養父市及び朝来市     | 13,906 |
| 丹 波 市        | 16,802 |
| 南 あ わ じ 市    | 12,396 |
| 淡 路 市        | 11,747 |
| 宍 粟 市        | 9,691  |
| 加 東 市        | 10,582 |
| 加 古 郡        | 17,852 |
| 神 崎 郡        | 11,112 |

~~~~~

兵庫県選挙管理委員会告示第11号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第13条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定するとともに、既に指定した施設に關し指定の取消しをしたので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票ができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和7年3月28日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 永 田 秀 一

1 病院及び介護老人保健施設の表神戸市の項中

「

一般財団法人 甲南会 六甲アイランド甲南病院	同 市東灘区向洋町中2丁目11
------------------------	-----------------

」

を

「

公益財団法人 甲南会 六甲アイランド甲南病院	同 市東灘区向洋町中2丁目11
------------------------	-----------------

」

に

「

一般財団法人 甲南会 甲南介護老人保健施設	同 市東灘区向洋町中3丁目2—5
-----------------------	------------------

」

を

「

公益財団法人 甲南会 甲南介護老人保健施設	同 市東灘区向洋町中3丁目2—5
-----------------------	------------------

に

「

介護老人保健施設 オラージュ須磨	同 市須磨区若草町3丁目622—11
------------------	--------------------

を

「

医療法人社団 創生会 オラージュ須磨	同 市須磨区若草町3丁目622—11
--------------------	--------------------

に、尼崎市の項中

「

医療法人社団 兼誠会 つかぐち病院	同 市南塚口町6丁目8—1
-------------------	---------------

を

「

医療法人社団 兼誠会 つかぐち病院	同 市南塚口町6丁目8—1
社会医療法人 中央会 尼崎中央リハビリテーション病院	同 市南塚口町6丁目8—22

社会医療法人 中央会 介護医療院トワイエ尼崎	同 市南塚口町6丁目8—22
------------------------	----------------

に、明石市の項中

「

明石市	医療法人社団 愛明会 明石回生病院	明石市二見町東二見549—1
-----	-------------------	----------------

を

「

明石市	医療法人 若葉会 明石回生病院	明石市二見町東二見549—1
-----	-----------------	----------------

に

「

医療法人 明仁会 明舞中央病院	同 市松が丘4丁目1—32
-----------------	---------------

を

「

特定医療法人 明仁会 明舞中央病院	同 市松が丘4丁目1—32
-------------------	---------------

に

「

医療法人 双葉会 西江井島病院	同 市大久保町西島653
-----------------	--------------

」

を

「

医療法人 双葉会 江井島病院	同 市大久保町西島434—5
----------------	----------------

」

に、西宮市の項中

「

社会医療法人 渡邊高記念会 西宮渡辺脳卒中・心臓リハビリテーション病院	同 市前浜町4—3
-------------------------------------	-----------

」

を

「

社会医療法人 渡邊高記念会 西宮渡辺脳卒中・心臓リハビリテーション病院	同 市前浜町4—3
医療法人 信和会 めいわりハビリテーション病院	同 市甲子園九番町15—22

」

に、高砂市の項中

「

介護老人保健施設 ハーモニー園	同 市高砂町松波町440—6
-----------------	----------------

」

を

「

介護老人保健施設 まごころハーモニー	同 市高砂町松波町440—6
--------------------	----------------

」

に、南あわじ市の項中

「

南あわじ市 翠鳳第一病院	南あわじ市広田広田字畠田134—1
--------------	-------------------

」

を

「

南あわじ市 翠鳳第一病院	南あわじ市広田広田134—1
--------------	----------------

」

に、たつの市の項中

「

たつの市 龍野中央病院	たつの市龍野町島田667
-------------	--------------

」

を

「

たつの市 医療法人社団 緑風会 龍野中央病院	たつの市龍野町島田667
------------------------	--------------

」

に

「

医療法人社団 仁徳会 とくなが病院	同 市神岡町東觜崎字鍵田473—5
医療法人社団 景珠会 介護老人保健施設 ジュネスしんぐ	同 市新宮町井野原531—2
医療法人社団 景珠会 八重垣病院	同 市新宮町井野原531—2

」

を

「

医療法人社団 仁徳会 とくなが病院	同 市神岡町東觜崎字鍵田473—5
-------------------	-------------------

」

に

「

たつの市民病院	同 市御津町中島1666—1
---------	----------------

」

を

「

独立行政法人たつの市民病院機構 たつの 市民病院	同 市御津町中島1666—1
-----------------------------	----------------

」

に改める。

2 老人ホームの表神戸市の項中

「

そんぽの家S 神戸新長田	同 市長田区大橋町4丁目1—10
--------------	------------------

」

を

「

そんぽの家S 神戸新長田	同 市長田区大橋町4丁目1—10
Soleadoみくら	同 市長田区御蔵通5丁目205—1

」

に

「

介護付有料老人ホーム モア・アビタシオ ン須磨	同 市須磨区千守町1丁目5—23
----------------------------	------------------

」

を

「

介護付有料老人ホーム モア・アビタシオ ン須磨離宮	同 市須磨区千守町1丁目5—23
------------------------------	------------------

」

に

「

社会福祉法人 神港園	同 市西区神出町東1188—345
社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団 特別養護老人ホーム 万寿の家	同 市西区曙町1070

を

「

社会福祉法人 神港園	同 市西区神出町東1188—345
------------	-------------------

に、明石市の項中

「

社会福祉法人 弘道会 明石特別養護老人ホーム ラガール	同 市林崎町3丁目542—37
-----------------------------	-----------------

を

「

社会福祉法人 弘道福祉会 明石特別養護老人ホーム ラガール	同 市林崎町3丁目542—37
-------------------------------	-----------------

に、芦屋市の項中

「

介護老人福祉施設 愛しや	同 市浜風町31—3
ロングライフ芦屋	同 市業平町2—18

を

「

介護老人福祉施設 愛しや	同 市浜風町31—3
--------------	------------

に、伊丹市の項中

「

そんぽの家 伊丹荒牧	同 市荒牧南4丁目6—1
------------	--------------

を

「

そんぽの家 伊丹荒牧	同 市荒牧南4丁目6—1
そんぽの家S 伊丹北	同 市荒牧南2丁目8—5

に、宍粟市の項中

「

養護老人ホーム だんだん	同 市山崎町東下野273—2
特別養護老人ホーム まどか園	同 市一宮町福知1030—1

を

「

養護老人ホーム だんだん

同 市山崎町東下野273-2

に改める。」

内水面漁場管理委員会公告

兵庫県内水面漁場管理委員会告示第1号

令和7年度における第5種共同漁業の漁業権者が実施すべき増殖の基準数量を次のとおり示す。

令和7年3月28日

兵庫県内水面漁場管理委員会
会長 渡 部 完

1 増殖の基準数量

令和7年度 増殖基準数量

免 許 番 号	河川名	種 苗 放 流												
		あ ゆ	こ い	ふ な	う な ぎ	に じ ま す	あ ま ご (注)	や ま め	さ く ら ん	い わ な	わか さ ぎ	も ろ こ	も く ず が に	す っぽ ん
1	猪名川	40kg			5kg	2,000尾	100尾 又は 800粒				60万粒		100尾	30尾
2	武庫川	100kg		500尾	8kg	200尾								
3	羽束川	20kg			1kg	900尾	500尾 又は 4,000粒			500尾				
4	加古川	550kg		1,000尾	85kg	1,000尾	2,750尾 又は 22,000粒				150万粒	500尾	1,000尾	
5	市川	280kg		600尾	8kg	500尾	1,000尾 又は 8,000粒			200尾				
6	夢前川	40kg												
7	揖保川	1,100kg		800尾	20kg	1,500尾	7,500尾 又は 60,000粒			1,000尾	100万粒		1,000尾	100尾
8	千種川	770kg		600尾	8kg		500尾 又は 4,000粒				50万粒		500尾	
10	円山川	300kg		1,000尾	8kg	200尾	2,000尾 又は 16,000粒	やまめに含む					200尾	
11	竹野川	35kg		300尾	5kg	250尾	300尾 又は 2,400粒	やまめに含む					250尾	
12	矢田川	330kg		600尾	8kg	500尾	500尾 又は 4,000粒	やまめに含む	500尾				500尾	
13	岸田川	40kg		100尾	5kg		1,500尾 又は 12,000粒	やまめに含む	500尾				500尾	

(注) さつきますを含む。

免 許 番 号	河川名	産 卵 场 造 成						
		お い か わ (箇所)	う ぐ い (箇所)	よ し の ぼ り (箇所)	ぬ ま え び (箇所)	す じ え び (箇所)	て な が え び (箇所)	ふ な (箇所)
1	猪名川	1					1	1
2	武庫川							
3	羽束川							
4	加古川	3	2					
5	市川							
6	夢前川	1						
7	揖保川	1	1	1	1	1	1	
8	千種川	1	1		1	1	1	
10	円山川							
11	竹野川	1	1					
12	矢田川							
13	岸田川	1	1					

教 育 委 員 会 公 告

政府調達に関する協定に係る一般競争入札の実施

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける一般競争入札を実施する。

令和7年3月28日

契約担当者

兵庫県教育長 藤 原 俊 平

1 調達内容

(1) 調達する物品等の名称及び数量

B Y O D・一人一台端末を活用した成績処理支援システム 一式

(2) 調達案件の仕様等

契約担当者が示す入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約日から令和12年4月30日まで

(4) 履行場所

兵庫県教育委員会が別途指定する学校（県立学校136校）

(5) 入札方法

ア 前記(1)の業務について入札に付する。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者であること。

(2) 業務の実施について、法令等の規定により官公署の免許、許可、認可又は指定、登録を受けている必要があるときには、当該免許、許可、認可又は指定、登録を受けていること。

(3) 業務の実施に当たり、兵庫県（以下「県」という。）や関係者との打合せ等に適切に対応することができること。

(4) 本業務に関するノウハウを有し、かつ該当委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤及び人員体制を有していること。

(5) 次のいずれの要件も満たすこと。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者

イ 参加資格審査書類の受付開始日から選定事業者の契約の日までの間に、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

エ 県が賦課徴収するすべての県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

オ 企業グループによる参加の場合は、企業グループの全ての構成員が、アからエまでの各要件を全て満たしており、企業グループの構成員が、単独又は他の企業グループの構成員として、本一般競争入札の調達に参加していないこと

カ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではない者

キ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者でない者

3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

(1) 事務局

〒658-0081 神戸市東灘区田中町5丁目3-23

兵庫県教育委員会事務局高校教育課 担当 井守

電話 (078) 362-9444 内線79060

(2) 入札説明書等

ア 配付期間

令和7年3月28日（金）から同年4月24日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 配付場所

前記(1)に同じ。

4 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書及び入札書の提出期間等

(1) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出期間

令和7年3月28日（木）から同年4月24日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出場所及び問合せ先

前記3(1)に同じ。

(3) 開札の日時及び場所

日時 令和7年5月9日（金）午前10時から

場所 兵庫県教育委員会 教育委員会室（東灘区田中町5丁目3-23 3階）

(4) 入札書の受領期限

郵送又は持参により入札書を提出するものとし、郵送の場合は令和7年4月30日（水）午後5時までに前記3(1)の場所に必着のこと。

5 その他

(1) 提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の110。以下同じ。）の100分の5以上の額の入札保証金を令和7年5月8日（木）午前11時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき、入札保証金の納付は免除される（入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。）。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

(4) 参加に要する費用

本一般競争入札の応募に要する費用は、応募者の負担とする。

(5) 入札に関する条件

ア 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間まであること。

イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 談合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。特に、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

カ 代理人が入札する場合は、入札書と合わせて委任状を提出すること。

- キ 入札金額は契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入すること。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。
- (1) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (2) 初度の入札において、前記4(4)及び5(5)アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、4(4)又は5(5)ウ若しくはエに違反し無効となった者以外の者
- コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。
- (3) 入札の無効
- 本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
- 要作成
- (5) 落札者の決定方法
- 入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) その他
- 詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of Competition

- (1) Name and title of head of the procuring entity:
Syunpei Fujiwara, Superintendent of Education, Hyogo Prefectural Government
- (2) Nature and quantity of the services to be required:
Hyogo Prefectural School Support System digital scoring system
- (3) The acceptance period for the submission of proposals:
From 9:00am to 5:00pm every weekday from Friday, March 28 through Thursday, April 24
- (4) Office to contact concerning the notice:
Finance Division, Hyogo Prefectural Board of Education
5-3-23 Tanakacyo, Higashinada-ku, Kobe, Hyogo 658-0081
TEL (078) 362-9444 Ext. 79060

~~~~~

#### 落札者等の公示

WT.Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和7年3月28日

契約担当者

兵庫県教育長 藤原俊平

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
兵庫県立歴史博物館ほか6施設で使用する電気  
予定数量4,154,463キロワット時／年
- 2 落札に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
兵庫県教育委員会事務局社会教育課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和7年1月16日
- 4 落札者の名称及び住所  
中部電力ミライズ株式会社 愛知県名古屋市東区東新町1番地
- 5 契約金額（税抜）  
76,124,587円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

7 入札公告をした日  
令和6年12月3日

### 公 安 委 員 会 規 則

警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

兵庫県公安委員会  
委員長 澤 田 隆

兵庫県公安委員会規則第7号

#### 警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則の一部を改正する規則

警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則（昭和39年兵庫県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「1,236円」を「1,256円」に、「1食当たり412円」を「朝食にあっては418円、昼食及び夕食にあっては419円」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。